

## 接道義務について

- 建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接している必要があります。
- 幅員4m未満の場合は、新築、増改築等の際には、道路中心線から2mの線が道路境界線とみなされ、この部分に建物を建てることはできません。

